

2013

35

25 9 24

50

50

	9.7 ( 0.6			9.1 )		
	23	24		23	24	
( )	(1,824.1)	(1,823.4)	( 0.7)	(394.9)	(413.2)	(18.3)
	966.1	967.8	1.7	216.0	219.7	3.7
	532.9	514.8	18.1	170.1	188.5	18.4
	109.1	99.5	9.6	109.7	98.4	11.3
	135.3	136.7	1.4	60.4	90.1	29.7
	11.2	9.9	1.3	5.5	2.8	2.7
	53.5	89.0	35.5	2.1	2.1	0.0
	6.1	5.6	0.5	1.1	0.1	1.0
	9.8	0.0	9.8	(198.6)	(218.6)	(20.0)
	0.1	0.1	0.0	29.9	49.7	19.8
( )	(223.4)	(255.2)	(31.8)	50.4	51.6	1.2
	39.9	27.5	12.4	5.2	5.5	0.3
	49.9	52.1	2.2	8.8	9.4	0.6
	129.0	170.0	41.0	86.5	85.8	0.7
	4.0	4.9	0.9	17.7	16.6	1.1
	0.6	0.8	0.2	593.5	631.8	38.3
				1,472.4	1,472.4	0.0
				97.6	113.8	16.2
				38.9	38.9	0.0
				16.0	25.7	9.7
				8.3	13.9	5.6
				16.1	9.7	6.4
				1,454.0	1,446.8	7.2
	2,047.5	2,078.6	31.1	2,047.5	2,078.6	31.1

25 3 31

23

5

341

40.5m 8.5m

3.7m



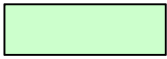
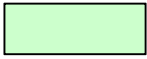
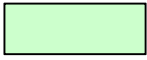


24

24 4 1

25 3 31

23



24

9.7

)

(

9.7

9.1

0.6

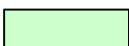
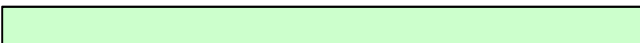
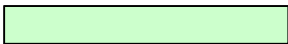
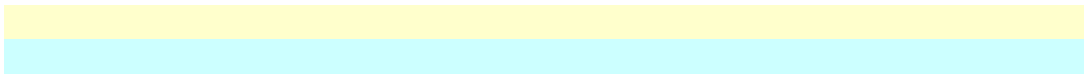
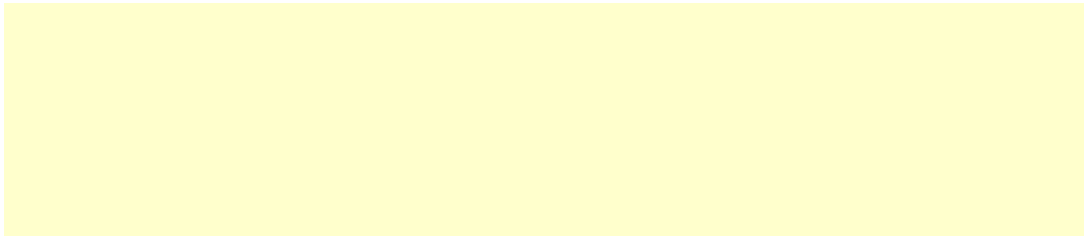


24                      24    4    1                      25    3    31

) 3                      (                      (

	23	24	
	8,676	6,274	2,402
	20,754	21,485	731
	36,738	37,773	1,035
	1,893	1,698	195
	26,867	25,033	1,834
	7,410	7,236	174
	1,131	1,128	3
	220	234	14
	25,434	26,761	1,327
	2,354	2,216	138
	236	201	35
	1,515	1,655	140
	1,647	1,501	146
	1,246	1,266	20
	7,052	8,237	1,185
	95,300	64,200	31,100
	93,500	60,100	33,400
	6,189	7,149	960
	0	16	16
	0	1,013	1,013
	914	1,971	1,057
	0	4	4
	23	16	7
	40	720	760
	1,409	1,276	133
	2,620	3,069	449
	48	48	0
	851	709	142
	351	316	35
	0	0	0
	1,584	1,243	2,827
	2,405	3,989	1,584
	3,989	2,746	1,243

	23	24	
	27,608	25,281	2,327
	67,556	66,552	1,004
	65,171	64,356	815
	1,948	1,799	149
	346	312	34
	35	18	17
	56	67	11
	39,948	41,272	1,324
	6,920	7,261	341
	1,143	1,161	18
	220	234	14
	25,420	26,855	1,435
	2,661	2,204	457
	242	208	34



( )

25 9 24

23

25 3 15

	23	24	
	1,608	967	641
	1,608	967	641
	1,608	967	641
	974	967	7
35	0		
44 3	0		
	634	0	634
	0	0	0
	634	0	634



24

35

24

9.7

0

## 独立監査人の監査報告書

平成25年6月13日

国立大学法人 広島大学  
学 長 浅 原 利 正 殿

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 樋 澤 克 彦 (印)  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 宏 文 (印)  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 矢 野 真 紀 (印)  
業 務 執 行 社 員

#### <財務諸表監査>

当監査法人は、国立大学法人等が、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。以下同じ。）を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために学長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して、国立大学法人広島大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 準用通則法が要求する利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書に対する意見 >

当監査法人は、準用通則法第39条の規定に基づき、国立大学法人広島大学の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第9期事業年度の利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書について監査を行った。

#### 利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書に対する学長の責任

学長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類（案）を作成すること及び予算の区分に従って決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

#### 会計監査人の責任

会計監査人の責任は、利益の処分に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか及び

(2) 決算報告書は、学長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

#### < 事業報告書に対する報告 >

当監査法人は、準用通則法第39条の規定に基づき、国立大学法人広島大学の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第9期事業年度の事業報告書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。ただし、当監査法人は、第7期事業年度に会計監査人に選任されたので、事業報告書に記載されている事項のうち第6期事業年度以前の会計に関する部分は、前任会計監査人の監査を受けた財務諸表に基づき記載されている。

#### 事業報告書に対する報告

当監査法人は、事業報告書（第7期事業年度以降の各事業年度の会計に関する部分に限る。）が国立大学法人広島大学の取扱い規則及び運営報告書を正しく示しているものと認める。

#### 利害関係

当監査法人は、国立大学法人広島大学と利害関係がある関係者から依頼を受けた監査の目的を達成するために必要な手続を履行し、監査の結果を報告しているものと認める。

平成24年度 監事監査報告書

平成25年6月17日

国立大学法人広島大学  
学長 浅原 利正 殿

国立大学法人広島大学

監事 西口 千登志 (印)

監事 間田 泰弘 (印)

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項に基づき、平成24年度（平成24年4月1日から平成25年

1. 監査方法の概要

監事は、広島大学監事監査規程等に鑑み、従来多数の依頼先が承認への出願に必要とする書類を提出し、これを基に監査報告書を作成し、提出した書類を基に監査を実施した。

また、会計監事本人から報告及び説明を受け、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、増減計算書、現金流量計算書、固定資産計算書）及び附属明細書（役員報酬等）を基に監査を実施した。

2. 監査の結果

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類(案)を除く）は、法人の財政状態および運営状況等を適正に表示していると認めます。
- (2) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合していると認めます。
- (3) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認めます。
- (4) 決算報告書は、当法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。
- (5) 会計監事人である新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (6) 役員職務執行に関し、不正の行為又は法令もしくは規則に違反する重大な事実はありません。

以上